

第6編 医療救護等対策

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが想定され、災害発生直後、多数の負傷者に対して迅速に医療救護活動を行わなければならない。本編では、発災時における初動医療体制の確立や医薬品・医療資器材の確保等について示す。

第1章 現在の到達状況

1 初動医療体制の確立

地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、柔道整復師会と医療救護活動に関する協定を締結し、災害時における初動医療体制を確立している。また、保健活動班、防疫班、環境衛生指導班及び食品衛生指導班を編成し、避難住民等の健康管理や感染症予防など保健衛生、防疫体制を整備している。

2 医薬品・医療資器材の確保

医薬品及び医療資器材は、外部からの供給が始まる時期等を踏まえ、おおむね初動期（被災後3日程度）に必要な量を備蓄している。また、災害用医療資材7点セットを緊急医療救護所設置場所付近に、緊急医薬品3点セットを各区民事務所等に備蓄している。

3 医療施設等の基盤整備

区内病院1か所（永寿総合病院）が東京都の災害拠点病院に指定されている。また、区内病院2か所（浅草病院及び区立台東病院）が東京都の災害拠点連携病院に指定されている。（平成28年4月1日現在）

※ 災害拠点病院は主に重症者、災害拠点連携病院は主に中等症者の治療を行う病院

第2章 課題

被害想定（東京湾北部地震）

被害項目	想定される被害
負傷者数	最大 6,009人
重傷者数	最大 970人
死者数	最大 485人

1 初動医療体制の確立

医療機関や救護所の被災状況や収容可否状況などの情報についての的確に把握・集約する必要がある。

また、発災時の医療機能を確保する上で、施設や医療資器材、医薬品等をはじめ、医療人材の確保が必要であるとともに、医療救護対策本部や医療救護所の有効な配置について検討する必要がある。

2 医薬品・医療資器材の確保

医薬品や医療資器材の確保及び医薬品等の搬送体制を確立していくことが必要である。また、初動期に必要な医薬品等については、現在、医療救護所とは別の場所に備蓄されているため、医療救護所に備蓄できるよう検討する必要がある。

第3章 対策の方向性

1 初動医療体制の確立

(1) 区災害医療コーディネーターの設置

災害時における医療救護活動等の統括・調整に対する医学的助言を行う区災害医療コーディネーターを設置する。区災害医療コーディネーターは、災害医療や地域医療の実情に精通した医師から任用する。

※ 都は、都全域を統括する東京都災害医療コーディネーター、二次保健医療圏ごとに東京都地域災害医療コーディネーターを設置する。なお、本区は区中央部保健医療圏（千代田、中央、港、文京、台東）に該当する。

(2) 発災後における医療人材の確保

地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会への派遣要請や、東京都（東京都地域災害医療コーディネーター）に都医療救護班等の派遣要請を行い、医療人材を確保する。

(3) 医療救護所の配置の見直し

発災時に限られた医療資源で効率的に医療救護活動を行うため、災害フェーズ区分に応じた医療救護所の設置を行う。

2 医薬品・医療資器材の確保

医薬品等の搬送のため、マンパワーの確保及び搬送手段の確保を検討する。また、初動期に必要な医薬品・医療資器材を医療救護所に備蓄できるよう検討するとともに、備蓄する医薬品等の内容について定期的な見直しを実施する。

医療救護班が使用する医療資器材の備蓄数量は、外部からの供給が始まる時期等を踏まえ、おおむね3日分の備蓄を図る。

また、区は、災害時の医療救護活動が円滑に行われるように医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動の調整を行う災害薬事コーディネーターを設置する。

区災害薬事コーディネーターは、災害医療や地域医療の実情に精通した薬剤師から任用する。

第4章 到達目標

1 区災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築

区災害医療コーディネーターを中心として、情報連絡体制や区の実情を踏まえた医療連携体制を構築する。

2 医薬品等の確保に向けて、区災害薬事コーディネーターを中心とした供給体制の構築

発災後の医薬品や医療資器材の確保に向け、地区薬剤師会と連携した備蓄や供給体制を構築する。

第5章 具体的な取組

【予防対策】

1 初動医療体制の整備	2 医薬品・医療資器材の確保
-------------	----------------

1 初動医療体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

保健医療に関する情報の収集は、都と区で次のように役割分担を行っている。医療救護活動は初期の活動が重要なため、迅速な情報収集に努める。

各 機 関	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管内の医療機関及び医療救護班等との連絡体制の確立 ○ 区災害医療コーディネーターを中心とした、区域内及び東京都地域災害医療コーディネーターとの情報共有等の情報連絡体制を構築 ○ 急性期における医療救護活動拠点の設置
都 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制を構築 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターを中心に、圏域内及び東京都災害医療コーディネーターとの情報共有等の情報連絡体制を構築 ○ 東京都災害医療コーディネーター及び東京都地域災害医療コーディネーターによる医療資源の調整機能の確立

(2) 取組内容

① 区の情報連絡体制

- 平時より区内の災害医療体制を統括・調整するための医学的助言を行う、区災害医療コーディネーターを設置する。
- 区災害医療コーディネーターが区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

【災害医療コーディネーター】

名 称	説 明
東京都災害医療 コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター
東京都地域災害医療 コーディネーター	二次保健医療圏ごとに医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター
区災害医療 コーディネーター	区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、区が指定するコーディネーター

【都の医療対策拠点等】

名 称	説 明
二次保健医療圏 医療対策拠点	都が、地域災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが召集し、情報共有や災害医療に対する方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

② 医療救護活動の確保

- 医療救護所を設置できる場所を確保する。
- 急性期以降に医療救護活動拠点を設置して、区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所等の医療支援に関する調整・情報交換等を行うための体制を整備する。

③ 負傷者等の搬送体制の整備

- 医療救護所における傷病者の搬送体制を構築する。
- 搬送手段の拡充を図るため、車両や船舶等を保有する関係機関との協力体制を整備する。
- 東京消防庁は、患者等搬送事業者と事前協定を締結する。

④ 防疫体制の整備

- 区は防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定する。
- 区は都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。
 (第2部第9編「避難者対策」P284参照)

2 医薬品・医療資器材の確保

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄 ○ 地区薬剤師会と連携し、災害薬事センターの設置場所、運営方法、調達方法等をあらかじめ協議
地区薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の情報連絡体制の整備 ○ 薬剤師班の編成体制等を整備

(2) 取組内容

医薬品・医療資器材の備蓄・確保

- 医療救護班が使用する医療資器材の数量は、外部からの供給が始まる時期等を踏まえ、おおむね3日分を備蓄している。
 (資料第92「災害時救急医療品一覧」資料編P275)
- 災害時の医療救護用として備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、区において独自に調達するとともに、都に都の備蓄の供出要請を行う。この場合、都が備蓄する医薬品等の搬送は都が対応する。なお、区は、医薬品等の卸売販売業者から円滑に調達が行えるよう、事前に、区薬剤師会と協力のうえ卸売販売業者と協定を締結している。
- 地区薬剤師会と連携して、災害薬事センターの運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等、具体的な活動内容について協議する。

【応急対策】

1 初動医療体制	3 医療施設の確保
2 医薬品・医療資器材の供給	

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受け入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受け入れ体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

【主な医療救護活動】

区 分	主な活動内容
0 発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害情報の収集・集約 ○ 東京DMATの出場 ○ 緊急医療救護所の立ち上げ、運営 ○ 傷病者等の被災地域外への搬送
1 超急性期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害薬事センターの設置 ○ 応援医療チーム等による支援 ○ 避難所等における医療救護所の運営 ○ 医薬品の供給
2 急性期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護活動拠点の設置 ○ 避難者の定点・巡回診療
3 亜急性期	
4 慢性期	
5 中長期	

1 初動医療体制

1-1 情報連絡体制等の確保

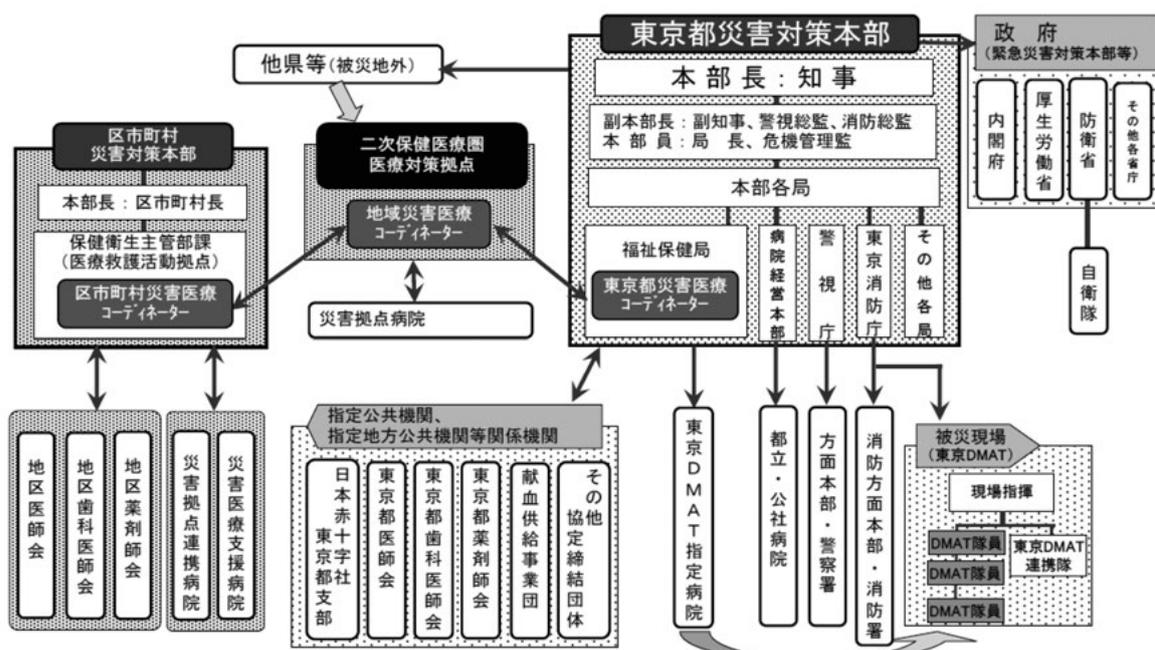
(1) 対策内容と役割分担

区は、被災地内の人的・物的被災状況や医療救護の活動状況を、応急対策本部等の情報を活用し、初動期からの情報収集に努める。また、人的被害及び医療機関の被害状況や活動状況の把握後、都に報告する。

機 関 名	活 動 内 容
区	○ 地区医師会及び区災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関(診療所、歯科診療所及び薬局)の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点に報告
地区医師会 地区歯科医師会 地区薬剤師会	○ 被害状況及び活動状況等を把握し、区へ報告
都 (福祉保健局)	○ 区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を収集 ○ 医療機関の被害状況及び活動状況等を収集し、情報を区市町村などの関係機関と共有化

(2) 業務手順

【発災直後から急性期までの連携体制】



(3) 取組内容

① 初動期<災害対策本部設置前>における情報収集の体制

- 地区本部[区民事務所等：情報処理・収集班]及び応急対策本部[本庁：情報収集班、情報処理班]においてけが人等に関する情報を集約し、災対健康部へ引継ぐものとする。
- 初動期における医療救護・保健衛生に関する情報は、この集約された情報を最大限に活用することにより把握する。

② 初動期以降<災对本部設置後>における情報収集の体制

- 初動期以降<災对本部設置後>の情報収集体制は、災对本部や医療救護所等において収集、集約された情報を災対健康部にて把握し、部内で共有化する。
- 区(災対健康部)は、災对本部や被災現場等より収集された保健医療情報のセンター機能を果たす。
- 区内8病院の情報は、防災行政無線により把握し、区内診療所、歯科診療所、薬局は、地区医師会等の関係機関と連携して把握する。
- 保健医療に関する情報、例えば「診療可能な診療所等」などの重要な情報は、避難所や区民事務所等に提供するなど、積極的に情報発信を行う。

③ 東京都の収集する医療施設に関する情報

- 災害拠点病院・都立病院は、都福祉保健局及び病院経営本部が防災行政無線、広域災害救急医療情報システムにより把握する。
- 救急告示医療機関は、東京消防庁が災害救急医療システムにより把握する。

(資料第93「救急告示医療機関一覧」資料編P276)

1-2 初動医療体制

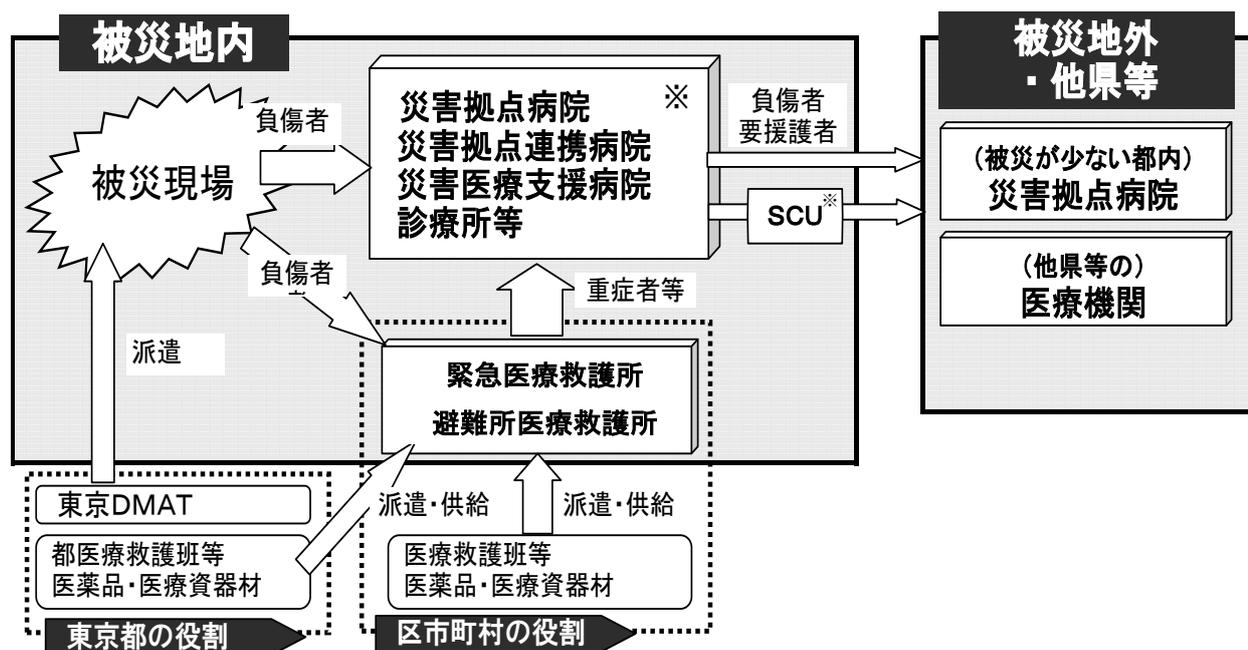
(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区災害医療コーディネーターの助言を受け、区内の災害医療体制を統括・調整 ○ 災害拠点病院及び災害拠点連携病院の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営 ○ 地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会等との協定に基づき、医療救護の実施を要請 ○ 急性期までに避難所医療救護所を設置・運営 ○ 急性期以降は、医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整 ○ 避難所医療救護所において定点・巡回診療を実施 ○ 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対し応援を要請
地区医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区から「災害時における医療救護活動についての協定」に基づく派遣要請があった場合は、医療救護活動に協力する。
地区歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区から「災害時における歯科医療救護活動についての協定」に基づく派遣要請があった場合は、医療救護活動に協力する。
地区薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区から「災害時における薬剤師救護活動についての協定」に基づく派遣要請があった場合は、医療救護活動に協力する。
柔道整復師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区から「災害時における応急救護活動についての協定」に基づく協力要請があった場合は、医療救護活動に協力する。
都 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整 ○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 ○ 東京DMAT、都医療救護班等を派遣 ○ 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本DMAT等医療救護チームの要請・受入れシステムや医療スタッフ等の受入れ体制を確立し、活動拠点等を確保 ○ 基幹災害拠点病院を含む地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整

各 機 関	対 策 内 容
各消防署	○ 東京DMATの出場にあつては、東京消防庁との連携によることを原則とし、「東京DMAT運営要綱」に基づき活動する。

(2) 業務手順

【災害時医療救護の流れ】



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
災害医療支援病院（災害拠点病院、災害拠点連携病院以外の病院）は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

※ SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）
Staging Care Unit の略で、広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。

（資料第94「東京都災害拠点病院一覧（区中央部）」資料編P277）

(3) 取組内容

① 医療救護班等の派遣要請

- 区本部長（区長）は、避難所が設置され、その他災害による医療（助産）救護及び防疫活動の必要を認めたときは、災対健康部に迅速、的確な措置を講ずるよう指示するとともに、地区医師会等及び都福祉保健局に協力を要請する。
- 災対健康部長は、本部長の指令があつたとき、また災害の状況により必要と認めたときは医療（助産）救護及び防疫活動体制をとるとともに、医療救護所または災害現場に職員を派遣するものとする。

- 区は、医療救護活動を実施するため、協定に基づき下谷医師会、浅草医師会の両医師会に対し、医療救護所への医療救護班の派遣を、台東区歯科医師会、浅草歯科医師会の両歯科医師会に対し、医療救護所への歯科医療救護班の派遣を要請する。
- 区は、協定に基づき、下谷薬剤師会、浅草薬剤師会の両薬剤師会に対し、医療救護所での調剤、服薬指導及び医薬品管理等を行う薬剤師班の派遣を要請する。
- 区は、派遣状況について、都福祉保健局に報告する。

② 区災害医療コーディネーターの活動

区災害医療コーディネーターは、区内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、区に対して医学的な助言を行うとともに、東京都地域災害医療コーディネーターに必要な支援を要請する。

③ 医療救護班等の活動

【医療救護班等の活動内容】

区 分	内 容
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ○ 助産救護 ○ 死亡の確認 ○ 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力
歯科医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 ○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力
柔道整復師班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者に対する医師の指示に基づく応急救護 ○ 応急救護に関する衛生材料等の提供

④ 区の編成する医療救護班

医療救護班：2班	(医師：1、保健師：2、事務：2) × 2班 ※医師は係長級以上の医師を想定 ※医療救護班は防疫班をかねる。
----------	--

- 区の医療救護班は、被災地自治体として速やかに活動を行うこととするが、防疫活動の必要性が高いとき、または医師会等各団体の医療救護班が一定数活動を開始した後は、防疫活動や医療救護に関する企画・立案・調整を主な業務とする。

⑤ 医療救護所の設置

- 医療救護班等の活動場所は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場または負傷者が殺到する病院の近接地などに設置する「緊急医療救護所」の活動を中心とするが、その後は、「避難所医療救護所」を活動の中心とする。
- 区は、医療救護所を設置した場合は、その状況について都福祉保健局に報告する。

ア 「緊急医療救護所」について

- 災害拠点病院などの被災を免れた医療機関には、発災直後から傷病者が殺到することが想定される。しかし、超急性期においては重傷者等に対する治療・収容等が優先されるため、病院の外または近接地の公園等に「緊急医療救護所」を設置する。近隣に病院がない地域は、避難所に避難所医療救護所を早期に設置する。
- 地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、柔道整復師会は、区等からの要請により、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班を「緊急医療救護所」等へ派遣する。なお、区内で震度6弱以上の地震が発生したときは、区からの要請の有無に関わらず、可能な限り「緊急医療救護所」の設置予定場所に参集し、状況に応じて医療救護所を立ち上げ、トリアージと傷病者の応急救護活動に当たる。
- ※ トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいう。

イ 「避難所医療救護所」について

- 急性期以降の避難所では、慢性疾患治療、被災者の健康管理や公衆衛生的ニーズが高まる。区は、必要に応じ急性期までに「避難所医療救護所」を設置する。なお、近隣に病院がない地域では、発災直後や超急性期の時点から、避難所内に設置し、緊急医療救護所に準じた機能を果たす。
- 区等からの要請により、地区医師会は医療救護班を派遣し、救護所において外傷への対応のほか、内科系やメンタルケア、慢性疾患、不活動症候群等への対応に当たる。
- 地区歯科医師会は、歯科医療救護班を派遣し、救護所において歯科診療等の対応に当たる。地区薬剤師会は、薬剤師班を派遣し、救護所において服薬指導等の対応に当たる。また状況に応じてこの医療救護所を拠点とした巡回診療を実施する。

【医療救護所設置予定場所】

緊急医療救護所 （概ね超急性期までに設置）	
下谷地区	浅草地区
永寿総合病院前	浅草寺病院前 浅草病院前 区立台東病院前
避難所医療救護所 （概ね超急性期までに近隣に病院がない地域の避難所に設置）	
下谷地区	浅草地区
谷中小学校	蔵前小学校
避難所医療救護所 （概ね急性期以降に設置）	
地区名	設置予定場所
竹町地区	平成小学校
東上野地区	東上野区民館
上野地区	忍岡小学校
入谷地区	根岸小学校
金杉地区	東泉小学校
谷中地区	谷中小学校（再掲）
浅草橋地区	台東育英小学校
寿地区	蔵前小学校（再掲）
雷門地区	田原小学校
馬道地区	千束小学校
清川地区	石浜小学校

なお、医療救護所の設置場所については、被災状況や区内各医療機関等の運営状況等により、柔軟に対応する。

⑥ 医療救護活動拠点の設置

- 区は、急性期以降に医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整する。
- 医療救護活動拠点の設置場所は台東保健所とする。

⑦ 医療救護に従事する者の識別色

被災現場における混乱と相互認識を図るため、次のとおり医療救護に従事する職種による識別色を定める。

医師・歯科医師	看護師等	薬剤師	事務	柔道整復師
赤	緑	青	黄色	紺

1-3 地区医師会等の医療救護体制

(1) 地区医師会

① 活動指針

災害発生時に被害を最小限にとどめ、医療救護を円滑に行うため、台東区と下谷、浅草両医師会との間で締結した「災害時における医療救護活動についての協定」に基づき、両医師会は可能な限りの協力活動をするために会員に協力要請をする。

一方、隣接医師会、各消防署等と共同して、負傷者に対して速やかに、かつ適切な治療をするため万全の体制と処置を図る。

(資料第31「災害時の医療救護活動についての協定書」資料編P146)

② 医療救護対策本部

医療救護対策本部は災害対策本部（台東区役所）に設置する。

③ 医療救護班等の活動

- 医療救護班は下谷・浅草両医師会員を中心に編成する。
- 区の医療救護班要請や医師会医療救護対策本部の設置を待たずに、医療救護班が編成できること、あらかじめ被災直後に地区医師会会員が参集する「医療救護所」を定めるなどを明記した「医療救護活動マニュアル」等を作成し、これらに基づき医療救護に当たる。

(2) 地区歯科医師会

① 活動指針

災害発生時に被害を最小限にとどめ、歯科医療救護を円滑に行うため、台東区と台東区・浅草両歯科医師会との間で締結した「災害時における歯科医療救護活動についての協定」に基づき、歯科救護活動における歯科医師の協力の確保を図る。

(資料第33「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」資料編P150)

② 医療救護対策本部

医療救護対策本部は災害対策本部（台東区役所）に設置する。

③ 歯科医療救護班の活動

歯科医師会は、区の歯科医療救護班の派遣依頼に速やかに応需できる体制を作る。また、「災害時歯科医療救護マニュアル」等を作成し、これらに基づき歯科医療救護班を編成し、医療救護に当たる。

(3) 地区薬剤師会

① 活動指針

災害発生時に被害を最小限にとどめ、医療救護を円滑に行うため、台東区と下谷・浅

草両薬剤師会との間で締結した「災害時における薬剤師救護活動についての協定」に基づき、救護活動における薬剤師の協力の確保を図る。

(資料第34「災害時の薬剤師救護活動についての協定書」資料編P152)

② 医療救護対策本部

医療救護対策本部は災害対策本部（台東区役所）に設置する。

③ 薬剤師班の活動

薬剤師会は、「薬剤師会災害医療救護活動組織」に基づき、区の薬剤師班の派遣依頼に速やかに応需できる体制を作る。また、「災害時における薬剤師班活動マニュアル」等を作成し、これらに基づき薬剤師班を編成し、医療救護に当たる。

(4) 柔道整復師会

災害発生時に被害を最小限にとどめ、医療救護を円滑に行うため、区との間に締結した「災害時における応急救護活動についての協定」に基づき、応急救護活動における柔道整復師の協力の確保を図る。

(資料第32「災害時における応急救護活動についての協定書」資料編P148)

1-4 負傷者等の搬送体制

(1) 対応内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災現場から医療救護所まで傷病者を搬送 ○ 医療救護所から災害拠点病院等の医療機関までの搬送は、傷病者の緊急度・重症度に応じた搬送順位に従って、搬送先施設等の受入れ体制を確認し行う。
各消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災現場等から医療機関への搬送については、重症者を優先し、傷病者の緊急度・重症度に応じた搬送順位に従い、搬送先施設等の受入れ体制を確認し行う。 ○ 負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都福祉保健局と連携して行う。
各警察署 自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヘリコプター等を活用し、広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送

(2) 業務手順

- 搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは区が対応し、医療救護所から災害拠点病院等の医療機関までは都及び区が対応する。
- 医療救護所は、災害拠点病院等に収容すべき傷病者がいる場合には、区に搬送を要請する。

(3) 取組内容

- 被災現場で救出された傷病者、医療機関や医療救護所に対応できない傷病者は、重症度や緊急度、搬送人数等に応じて救急車、区の庁有車、自家用車（自助）、住民等による担架搬送（共助）等で搬送する。また、区は医療救護所が開設される場所への担架等の分散備蓄を推進する。
- 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都（福祉保健局）及び区が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター・船舶等により行う。

1-5 保健衛生体制

(1) 対策内容と役割分担

避難所等における健康維持及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

各 機 関	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健活動班を編成し、被災住民に対する健康に関する相談を行う。 ○ 必要に応じ、他の自治体と締結している相互支援協定に基づき、保健活動班の派遣を要請する。 ○ 必要に応じ、都福祉保健局に協議の上、保健活動班の派遣を要請する。 ○ 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。 ○ 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力
都 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握 ○ 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 区における保健活動班の活動を支援 ○ 区が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援 ○ 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。 ○ 区と協議の上、必要に応じて応援協定に基づき、他県市に保健活動班の派遣を要請 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○ 負傷または放し飼い状態の被災動物の保護

（「動物救援本部」の詳細は、第2部第9編「避難者対策」P284参照）

(2) 業務手順

- 災対健康部は、保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供
- 区は、巡回健康相談等を行うため、保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

(3) 取組内容

① 保健活動

ア 健康管理の要支援者の把握（初動期：3日目まで）

- 医療救護班の一員として連携し、避難所、二次避難所（福祉避難所）等の情報を収集し、健康管理を必要とする対象者（透析患者等）を把握する。
- 避難所に避難できない等の理由で在宅生活を送っている者、高齢単身者、障害者等の情報を、避難所責任者、高齢・障害者担当部局等と連携し把握する。
- 情報の分析と活動方針・計画の策定
- 各種収集した情報は、地域全体の健康情報として、関係者間と共有化するとともに、定期的に再収集・分析をし、地域全体の保健活動計画を策定する。
- 早期に医療を必要とする被災者に対し、適切な医療を受けられるよう取り計らう。

イ 健康管理活動の本格実施（4日目以降）

- 避難生活者や在宅生活者を対象に、簡単な健康調査を行うなど、新たな健康管理要支援者を把握する。
- 保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門職がチームを組み、避難所や在宅生活者を対象に実施する巡回健康相談等の充実を図り、健康ニーズ把握と保健医療サービスを必要とする人に、適切なサービスを提供するものとする。
- 健康相談においては、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のメンタルヘルズに留意し、都精神保健福祉センターや医師会（精神科医）等の協力を得ながら、適切な対応をする。
- 避難所責任者・避難所救護・衛生担当者、保健医療ボランティア等と連携し、情報の共有化や地域の健康ニーズ把握や健康管理活動指針の策定をする。

ウ 長期化する避難所生活に対する健康管理活動

- 引き続き、対象者の把握や健康相談を実施する。
- 被災者自らが健康管理を図れるよう、必要な支援を行う。

エ 都の支援

都福祉保健局は区における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。

オ 派遣職員の受入れ

- 区は、派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。
- 都福祉保健局は、区と協議の上、必要に応じて応援協定に基づき、他県市に保健活動班の派遣を要請する。

② こころのケア

- 精神障害者・精神疾患患者への対応として、都と連携をして都立病院等及び民間精神科医療機関との協力による医療提供体制の確保に努める。
- 被災した精神障害者の継続的医療の確保に努める。
- 避難所や住宅等での精神疾患の発症・急変への対応等を行うため、都が編成する巡回精神相談チームと連携し対応する。

- 被災の状況により通院が困難になった患者に対しては、都が編成する巡回精神相談チームと連携し対応する。
- 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- 被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。
- 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

③ 在宅難病患者への対応

- 区は、都及び医療機関、民生・児童委員、介護士等と連携し、在宅難病患者の状況把握、搬送及び救護の体制整備に努める。
- 都は、区からの要請に応じ、医療機関及び他区市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

④ 在宅人工呼吸器使用者への対応

- 区（「災害時個別支援計画」で定めた安否確認を行う機関）は「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
- 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。
- 都福祉保健局は区市町村からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他区市等と調整に努める。

⑤ 透析患者等への対応

- 区は医師会等の協力を得て、透析可能な施設の情報収集を行う。
- 都は日本透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。
- 被災状況に応じ、水、医薬品等の供給、患者搬送について関係機関と調整する。
- 他区市への支援要請について、必要な調整を図る。

⑥ 被災動物の保護

- 区は、被災動物の保護に関して、都、関係団体等へ協力する。

2 医薬品・医療資器材の供給

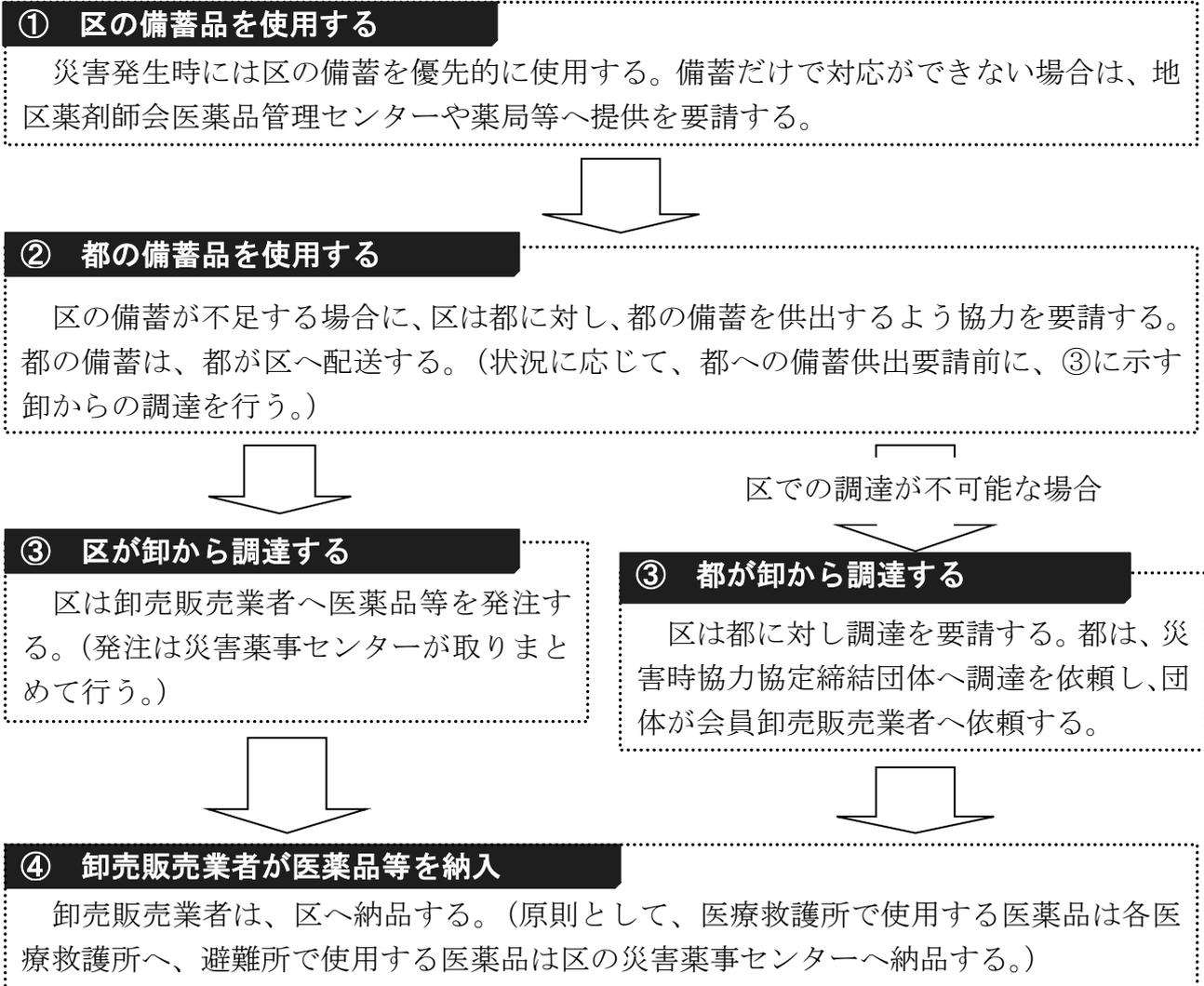
(1) 対策内容と役割分担

区の災害時医薬品供給体制を再検討し、医療物資供給体制を強化する。

各 機 関	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災後速やかに災害薬事センターを設置 ○ 災害発生時には、区が備蓄しているものを使用 ○ 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、区において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請
地区薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区薬剤師会は、区の要請を受け、災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理等を行う。
都 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援 ○ 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給 ○ 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。 ○ 原則、医薬品等の物資の支援を受け入れないが、支援があった場合には、必要に応じて被災地外に医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村へ提供
献血供給事業団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、東京都赤十字血液センター（日赤東京都支部）等と協力して供給を行う。 ○ 災害発生後、速やかに都内各事業団支所の被災状況を調査し、その機能の復旧を図るとともに、本部を中心に状況に応じた血液製剤の供給体制をとる。

(2) 業務手順

【区が使用する医薬品等の調達手順】



(3) 取組内容

① 災害薬事センターの設置

- 区は、地区薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる「災害薬事センター」を設置する。
- 「災害薬事センター」は台東保健所に設置する。

② 災害薬事コーディネーターの活動

- 区は、平時より地区薬剤師会から以下の業務を行う災害薬事コーディネーターを任用する。

【災害薬事コーディネーターの業務】

災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。

- ア 医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の受給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等
- イ 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等
- ウ 薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等。

③ 備蓄品・医薬品の供給

- ア 区は、医療救護所や避難所等において、発災直後は区の備蓄を優先的に使用する。なお、備蓄だけで対応ができない場合は、地区薬剤師会へ提供を要請する。
- イ 区の備蓄が不足する場合に、区は都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。(状況に応じて、都への備蓄供出要請の前にウに示す卸からの調達を行う。)
- ウ 区は、備蓄及び地区薬剤師会や都からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、地区薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し、卸売販売業者が区へ納品する。
- エ 区が自ら調達を行うことが不可能な場合には、区は都福祉保健局へ調達を要請する。都は災害時協力協定締結団体へ依頼し、卸売販売業が区へ納品する。災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業からの購入を基本とするが、都は必要に応じて、国等へ支援を要請し、必要に応じて被災地に設置する医薬品集積センターに受入れ、必要な物資を区市町村へ提供する。
- オ 上記ウ、エのどちらの場合でも発注（または調達要請）方法、及び卸売販売業からの納品方法は以下のとおりとする。

(医療救護所)

発注：区の災害薬事センターで取りまとめて発注（または調達要請）

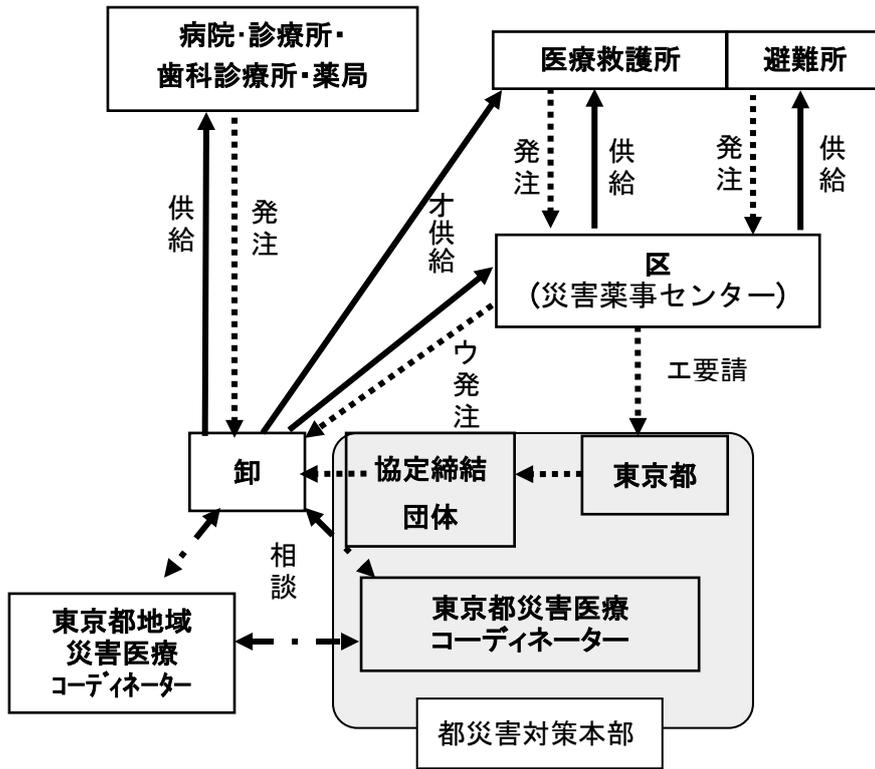
納品：卸が各医療救護所へ直接納品する。

(避難所)

発注：区の災害薬事センターで取りまとめて発注（または調達要請）

納品：卸は区の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送

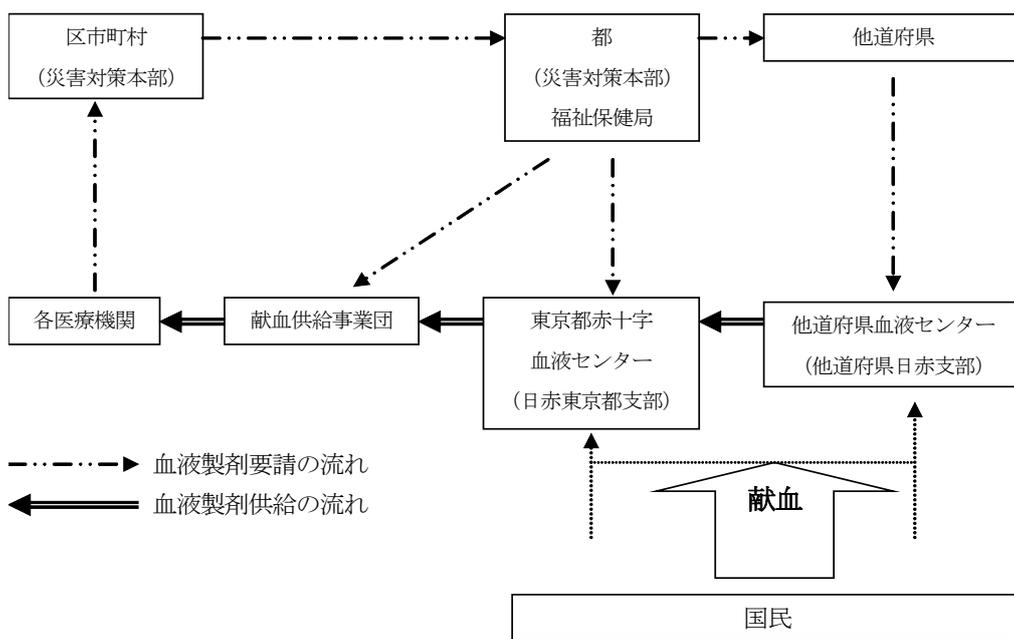
【卸売販売業からの医薬品調達の流れ】



④ 血液製剤の供給

震災時には、負傷者の治療のため輸血用血液等の血液製剤が大量に必要となる。このため、必要に応じて都に対し血液製剤の要請を行い、都の「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団を通して、各医療機関が供給を受けるものとする。

【血液製剤の供給体制】



3 医療施設の確保

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
区	○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
都	○ 都総務局は、災害の規模などにより必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請 ○ 都福祉保健局は、医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請

(2) 業務手順

- 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院をはじめ、全ての医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。
- 災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。

【災害時の医療機関の位置づけ】

- 災害拠点病院は、主に重症者の収容・治療を行う。
- 災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。
- 災害医療支援病院のうち、小児医療、周産期医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続する。
- 透析や産婦人科等の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続する。
- 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者について、災害拠点病院等に搬送して治療を行う。
- 他縣市へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は、災害対策本部を通じて応援縣市に受入れ要請する。
- 医療救護所から搬送要請を受けた際には、搬送する医療機関を選定するとともに、搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行う。

【復旧対策】

1 防疫体制の確立

1 防疫体制の確立

(1) 対策内容と役割分担

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等（※）の駆除等を行う。 ○ 防疫活動は、必要に応じて、「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」、「環境衛生指導班」及び「愛護動物管理班」を編成し実施 ○ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡 ○ 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都福祉保健局または地区医師会に協力を要請 ○ 都が活動支援や指導、区調整を行う場合、協力する。 ○ 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施 ○ 避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策の実施 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ○ 被災動物の保護に関する「動物救援本部」との連携
都 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村の防疫活動を支援・指導 ○ 都医師会、都薬剤師会等に区市町村の防疫活動に対する協力を要請 ○ 他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて区市町村が実施する予防接種に関する指導・調整 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整 ○ 区市町村が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達 ○ 「環境衛生指導班」による生活環境の衛生確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 区市町村の衛生管理対策を支援 ○ 「動物救援本部」との協働による動物救援活動、関係機関との連絡調整 ○ 負傷または放し飼い状態の被災動物の保護

（「動物救援本部」の詳細は、第2部第9編「避難者対策」P284参照）

※ ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと

(2) 業務手順

- 区は、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」、「移送・消毒班」、「食品衛生指導班」、「環境衛生指導班」及び「愛護動物管理班」等を編成（または担当者を配置）して、防疫活動を実施する。

【班別役割分担】

班名	構成人員	役割
防疫班	救護班（2班体制） 医師1名 保健師2名 事務2名	<ul style="list-style-type: none"> 健康調査及び健康相談 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 応急治療 感染症予防のための広報及び健康指導
移送・消毒班	移送班 事務1名 運転（委託）1名 消毒班 事務1名 消毒（委託）1名	<ul style="list-style-type: none"> 患者の移送 患者発生時の消毒（指導） 避難所の消毒の実施及び指導
そ族こん虫駆除班	監視員1名 消毒（委託）1名 運転（委託）1名	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等のねずみ族、昆虫等（※）の駆除
食品衛生指導班	監視員2名	<ul style="list-style-type: none"> 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 食品集積所の衛生確保 避難所の食品衛生指導 その他食品に起因する危害発生の防止 食中毒発生時の対応 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 手洗いの励行 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 情報提供 殺菌、消毒剤の調整
環境衛生指導班	監視員2名	<ul style="list-style-type: none"> 飲用水の塩素による消毒の確認 区民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 区民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助

班名	構成人員	役割
		言・指導 ・ 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導
愛護動物管理班	監視員 2名	・ 避難所における動物の飼養状況の把握 ・ 動物の飼養場所の確保 ・ 動物の適正飼養の指導
保健活動班		・ こころのケアを含む健康調査及び健康相談の実施 ・ 広報及び健康指導

(3) 取組内容

① 各班の役割

- 防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止対策等を行う。
- 環境衛生指導班は、避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。
- 消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施及び指導を行う。
- 保健活動班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。
- 食品衛生指導班は、保健所長の指揮のもとに、食品の安全を確保するとともに、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
- 食品衛生指導班及び環境衛生指導班は、発災後の生活衛生関係施設について、衛生確保に努める。業務内容は以下のとおりである。
 - ・ 公衆浴場、コインランドリー等の開設状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況の把握と衛生管理指導
 - ・ 食品集積所の衛生確保
 - ・ 食品関連仮設店舗及び営業再開店舗の衛生管理指導
 - ・ 食品関連施設の貯水槽の検査
 - ・ 情報提供

② 感染症対策

- 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都福祉保健局と都保健所、区保健所及び政令市保健所が連携して、受入れ先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- 都福祉保健局及び区保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、

評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。

- 区保健所は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- 都福祉保健局は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、区に対して予防接種の実施に関する指導・調整を行う。
- 区保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

③ 被災動物の保護

区は、都福祉保健局が関係団体等と協働で設置した「動物救援本部」が行う被災動物の保護活動に協力する。

